

日本軍の命令・電報に見るマニラ戦

林 博 史

要旨 マニラ戦はフィリピンにおける日本軍のイメージを決定づける重要な事件である。しかし日本では戦闘経過についての研究はあるが、そこで日本軍が住民に対しておこなったことの研究はほとんどない。資料が散逸していることが大きな理由として挙げられる。そこで米軍に押収され英訳された資料や日本に残っている資料を丁寧に拾い出し、日本軍の住民観や住民対策を明らかにしようとしたのが本稿である。これによって日本軍の行為が偶発的なものではなく、組織的意図的なものであることが明確になり、マニラだけでなくフィリピン各地の日本軍に共通して見られることも明らかにした。

キーワード マニラ 日本軍 米軍 戦争犯罪 太平洋戦争 押収文書

はじめに

1945年2月3日より3月3日までの1か月間続いた、日米両軍によるマニラ戦は、マニラの市街を徹底的に破壊し、マニラ市民約10万人が犠牲になった戦闘として有名である。とりわけこの戦闘を悪名高いものに行っているのは、日本軍によって大規模な住民虐殺が市内のあちこちでおこなわれ、その記憶がいまなおフィリピン人の間で根強く残り、日本軍と日本人のイメージとして定着しているからである。近年の研究では日本軍による残虐行為だけではなく、米軍の砲爆撃による犠牲も多かったことが指摘され、米軍がフィリピン人の生命よりも米兵の生命を優先させたことが批判的に言及されるようになってきている。しかしそれにしても日本軍がマニラを戦場にして徹底抗戦したことが、そうした被害を生み出したことは否定できない。

日本におけるマニラ戦の研究では、日本軍の作戦や戦闘経過については詳細に論じて、日本軍による住民に対する残虐行為については意識的に避けるものばかりであり、あたかも日本軍は米軍との戦闘だけをおこなっていたかのような一面的な叙述になっている。また欧米やフィリピンにお

ける研究や文献では、日本軍の残虐行為については詳細に述べられているものが多いが、なぜ日本軍がそうしたことをおこなったのかについて、日本軍の作戦のあり方と住民に対する行為を関連付けた分析は弱い。

そうした研究状況をふまえ、そのための基礎作業として、ここでは、日本軍文書を整理し、日本軍のフィリピン住民観と、住民への残虐行為を示す文書を整理紹介したい。日本語の原文の資料が残っている場合と、原文が残っておらず米軍が戦場で押収し英訳したものだけがある場合がある。マニラ戦研究のための基礎的な作業として、その両方の資料を調査収集し、整理したのが本稿である¹⁾。

I マニラ戦の経過

まずマニラ戦の経過を見ておこう²⁾。表はマニラ海軍防衛隊の構成である。

表 マニラ海軍防衛隊 人員消耗概計（1945年3月初旬）

	隊名	2月初旬 人員 (人)	マニラ での戦 死推定 (人)	戦死率 (%)	備考
中部隊	司令部	104	70	71.2	司令官岩淵三次少将（2.26 自決）
	司令部付属隊	863	750	86.9	
	司令部大隊	1047	930	88.8	大隊長伊地知季久大尉
	第1大隊	995	750	75.4	大隊長清水常吉大尉（2.26 自決） 第1-3中隊
	第2大隊	1236	1100	88.9	大隊長稲政博大尉（2.11 バコで 戦死）第4-6中隊
	第5大隊	420	380	90.5	
	海上部隊	356	330	92.7	
北部隊 陸を除く	カルカン派遣隊	129	59	45.7	
	城内河口唐津部隊	177	170	95.0	
	西山独立大隊	1194	535	44.7	東地区隊 大隊長西山勘六大尉 （2.10 戦死）

南本部	南本部	32	0	0	指揮官古瀬貴季大佐
	本部付属隊	約 350	20	5.7	
	第 3 大隊	2125	1250	58.8	ニコラス地区隊 大隊長峯尾静彦少佐 第 1-6 中隊
	第 4 大隊（除陸中）	1228	125	10.2	マキンレー（桜）地区隊 大隊長小川左右民少佐 第 1-5 中隊
付属隊	連合通信隊	668	338	50.1	本部マッキンレー 隊長阿保正直少佐 一部はマニラ
	医務隊	343	43	12.6	
	主計隊	583	133	22.8	
	輸送隊	1370	270	19.7	
	工作隊	1683	83	10.9	
	施設隊	979	29	8.1	
	補給隊	403	3	0.8	
	患者	600	—	—	（注）参照
	編成外部隊	400	0	0	山岳地
	計	16685	7495	44.9	

【出典】第二復員局『マニラ防衛部隊戦闘概況』1947 年。数値は第 2 章末尾の表を基に作成、「備考」欄は、同書の編成表より作成した。

（注）患者 600 名は、3 月初旬までに東方に転進した人数。なおこの表の戦死者数はマニラでのものであり、マニラ脱出後の戦死者数は含まれていない。

（注）この表は海軍部隊のみであり、マニラ海軍防衛隊に配属されていた陸軍部隊は含まれていない。

この表は海軍関係者が作成したものなので、陸軍部隊は含まれていない。陸軍の主な部隊としては、北部隊司令官は野口勝三陸軍大佐であり、その指揮下に臨時歩兵第 2 大隊（野内彦司郎少佐）と臨時歩兵第 3 大隊（神岡経男大尉）があった。したがって北部隊の主力は陸軍である。南部隊の下には、マッキンレーの南側に阿部大隊（阿部二郎大尉）があった。ほかに南港地区隊（第三船舶司令部、後藤清之進少佐）もあった。これらの陸軍部隊は全体で約 6000 名と推定されている³⁾。海軍と陸軍をあわせたマニラ海軍防衛隊の総人員は 2 万 2600 名程度と推定される。ただ多くは後方関係の人員や急遽現地召集された者が多く、海軍の艦船から陸揚げされた大砲を除くと、装備も貧弱であった。

中部隊、北部隊の主力などはマニラ市街地において戦闘に参加しているが、

その他の部隊の多くはマニラ郊外におり、それらの部隊では戦死率は少し低くなっている。たとえば付属隊は比較的早い段階で東方山中に移動させられており、マニラでの戦死者は少なくなっている。ただし早く東方山中に移動した部隊でも、その後終戦まで続く山中での戦闘と逃避行の中で多くの犠牲を出している。

米軍の戦史ではマニラ海軍防衛隊 1 万 7000 名中、1 万 2500 名がマニラとその周辺の戦闘で戦死したと推定している。これは米軍戦史でも過大評価とされている⁴⁾。陸軍部隊をあわせるとその数字に近い戦死者がでている可能性もあるが、その場合でも戦死率はもう少し低くなる。

マニラ海軍防衛隊を指揮下に入れておりマニラ東方の山中にいた振武集団全体でも当初の総人員約 10 万 5000 名のうち、戦後米軍に収容された者は約 1 万 2500 名程度と見られており、それ以外の者を考慮に入れたとしても生存者は 1 割を切っている⁵⁾。

関係する部隊の指揮命令系統をかんたんに整理すると（司令官は 45 年 2 月時点）、第 14 方面軍（尚武集団、軍司令官山下奉文大将）―振武集団（集団長横山静雄中将、45 年 5 月 1 日に第 41 軍となる）―マニラ海軍防衛隊（海軍の第 31 特別根拠地隊を主力、司令官岩淵三次海軍少将）となる⁶⁾。ただし、第 14 方面軍も振武集団も陸軍であるが、マニラ防衛については海軍部隊であるマニラ海軍防衛隊もその指揮下に入った。マニラ海軍防衛隊の通常の指揮命令系統は、海軍部隊であるので、連合艦隊（司令長官豊田副武大将）―南西方面艦隊（司令長官大河内伝七中将）―第 3 南遣艦隊（司令長官は大河内中将が兼任）の下にある。マニラ防衛戦については、振武集団の指揮を受けることになったが、海軍との関係がなくなったわけではなく、そのことが状況を複雑にしている。またマニラに残留していた陸軍部隊はこのマニラ海軍防衛隊の指揮下に入っていたが、このことが事情をさらに複雑にしていた。

マニラ周辺地域は振武集団の管轄とされたが、振武集団の主力はマニラでの決戦は避け、マニラ東方の山中に陣地を構築していた。振武集団の下には、陸軍のマニラ防衛司令部（小林兵団、兵団長小林隆少将）があるが、マニラ海軍防衛隊とは直接の指揮命令関係にはなく、またこのマニラ防衛司令部はマニラ東方の山中に位置していたのでマニラ防衛とは直接は関係がない。

フィリピン全体を管轄する第 14 方面軍は、ルソン島北部、クラーク基

地西方、マニラ東方の三大拠点を確認する方針を決め、マニラはその拠点外にされていた。第14方面軍司令部は44年12月にマニラを離れ、ルソン島北部のバギオに移った。フィリピン地域の海軍の最高司令部である南西方面艦隊司令部もバギオに移った。

1945年1月9日にルソン島のリングエン湾に上陸した米軍は、ルソン北部の山中に立てこもる第14方面軍主力を追撃すると同時に、クラーク基地ならびにマニラを目指して南下していった。米第6軍の第1騎兵師団と第37歩兵師団がその部隊であるが、米軍の最初の部隊がマニラに入ったのは、2月3日夕方であり、マニラ北部のサント・トマス大学（抑留所として多数のアメリカ人などが抑留されていた）とマラカニアン宮殿にやってきた。米軍と抑留所を警備していた日本軍は交渉のうえ、5日に抑留者たちを米軍に引き渡し、警備部隊は米軍が見守る中を日本軍陣地方面に後退、ここでは両軍の良識的な判断により、流血を見ることなく、抑留者が解放された。

市街地の北側を流れるパシグ河を、7日に米軍が東方面から渡河、パコ駅周辺など市街地の東側の地区で激しい戦闘がおこなわれた。10日に米軍はパコ駅を占領、11日にはパシグ河にうかぶプロビソール島（発電施設がある）を占領した。12日には南側のニコラス・フィールドを占領、12日には西側の海を除いて、北東南の三方からマニラ市街地を米軍が包囲する状況となり、マニラ海軍防衛隊は東方山中の振武集団との連絡を断たれることになった。

この間、マニラ海軍防衛隊の岩淵司令官は9日に市内の農務省ビルにあった司令部から南東郊外のマッキンレー（桜兵營）に移るが11日に再び市内の司令部に戻った。このマッキンレーに移ったとき、岩淵司令官はマニラ撤退を考えていたと思われるが、岩淵から振武集団長横山中将に対しては、撤退命令を要請するか、あるいは撤退する時期であることをはっきりと伝えるようなことはなされなかった。11日夜、岩淵司令官は主計大尉たち約200名を市内から脱出させたが、これが市内からのまとまった脱出の最後になった。12日には東方との連絡路を米軍に絶たれてしまったからである。

9日から11日が、マニラ海軍防衛隊がマニラを撤退して東方山中にいた振武集団に合流する最後の機会であったが、それが失われた。マニラからの撤退命令をいつ、誰が出すのか（指揮命令系統から言えば、振武集団

であるが、南西艦隊など海軍の影響もある)、あるいは岩淵司令官が撤退の意見具申をするのかどうか、など微妙な問題があり、結局、誰も撤退をはっきりとは言い出さず、そのためマニラ海軍防衛隊は撤退の時機を逸してしまった。

第14方面軍は、マニラは防衛には適さないと判断しており、マニラでの徹底抗戦の方針はとらず、早期に撤退する方針であったと言ってよいが、マニラでの抗戦を主張する高級将校（たとえば陸軍の第4航空軍司令官富永恭次中将など）や参謀たちも少なくなかった。また海軍と陸軍の間でのさや当てもあった。ひたすら攻勢をよしとする日本軍のなかで、戦わずに首都マニラを米軍に引き渡す戦術は、臆病者という非難を受けかねないものだった。実際にも、東地区の海軍の西山大隊は早期に撤退し東方山中に移動したが、陸軍によって「戦線離脱」と咎められ、陣地に入れてもらえずに追い返されてしまっている⁷⁾。

マニラ戦開始前後の海軍の電報を見ると、2月1日マニラ海軍防衛隊は、振武集団指揮官や南西方面艦隊司令長官をはじめ海軍大臣ほかに対して「マニラ防衛部隊、戦備概ね成り、全員これ特攻隊、来攻の全敵を茲に邀撃し、必死必殺之を粉碎し以て戦局の一転機を画さん事を期す」という電報を送っている⁸⁾。翌2日、南西方面艦隊司令長官兼第3南遣艦隊司令長官の大河内電七中将は、マニラ海軍防衛隊に対して「マニラ防衛部隊は日本居留民渾然一体今や戦備完成全員特別攻撃隊たるの決意を以て意気衝天の慨あるは本戦の感激措く能はざるところなり」と電報を送っている⁹⁾。

5日には、連合艦隊司令長官豊田副武大将は、「マニラ防衛部隊が熾烈なる戦況下に……マニラ決戦を目捷の間に控へ善戦、敢闘以て我が海軍の伝統を遺憾なく発揮せんことを切望す」と激励電を送っている（「菲電綴」）。

マニラ防衛については、マニラ海軍防衛隊は振武集団の指揮を受けることになっているが、直属の海軍部隊の司令長官たちから、「特別攻撃隊」として「敢闘」せよとくりかえし「激励」されれば、戦わずしてマニラから撤退することは命令に背く、臆病者の行為としか受け止められなくなるだろう。寄集めの部隊で、まともな装備もないマニラ海軍防衛隊の司令官として、あとは陸軍の振武集団からの撤退命令を待つしかないが、岩淵司令官自らは撤退命令を要請することはできないという苦悶が、その後の展開のなかでうかがわれる。

14日にマニラ海軍防衛隊は、「訓練なき寄集め部隊は如何に装備優秀なりとも敵を見て一発の応戦なく後退し或は独断にて守所を離るる等ゲスにも劣る鳥類の衆に等し」という電報を打っているが、岩淵司令官の苛立ちがうかがわれる（「菲電綴」）。16日には、「予備兵力皆無彈藥漸く欠乏しつつありされど熾烈砲火の下全員克く□□を死守反撃に次ぐ反撃を加へ皇軍の真髓を發揮しあり 一方期待せし友軍機の攻撃なし一機にても友軍機の機影を見るは全軍士氣百倍せるものと認む」という電報を送っているが、見捨てられた司令官の気持ちが伝わってくる（「菲電綴」）。

ルソン島北方の山中にいた第14方面軍司令部は、14日に海軍部隊をマニラから撤退させるように振武集団に命じ、ようやく15日に振武集団長から岩淵司令官に司令部のみをマッキンレー（桜兵營）に後退するように命じた。しかし岩淵司令官は、「司令部の転進は作戦遂行上相当支障あり」、また「脱出不可能と認める」として、後退を拒否する回答をおこなった。振武集団は17日になってようやく「全マニラ部隊の撤退」を命令する。同時に、マニラ部隊の撤退を援護するための攻撃を企画するが、短時間で失敗に終わり、脱出路を確保することはできなかった⁽¹⁰⁾。その後、振武集団からマニラ海軍防衛隊に対して、幾度か撤退するように電報が打たれた。その結果、岩淵司令官は18日に23時を期して「最後の斬込を決行」する命令、すなわち米軍の包圍網を破って脱出する命令を出したが、米軍の集中砲火の前に決行を断念した。その後、岩淵司令官はマニラで最後まで抗戦し、自らはマニラで死ぬことを覚悟した返電をおこなうにとどまった。

振武集団からの撤退命令が遅れたこと、なぜ最初は司令部のみの後退命令という中途半端なものを出したのか、などここにも問題が残る。しかし同時に、振武集団が撤退を命じているときに、14日南西方面艦隊司令長官は、「マニラ防衛海軍部隊が惨憺なる情況下犠牲を厭はざる猛反撃反復に依り多大の戦果を収め連日衆敵を拘束しつつあるは本職の深く満足するところなり 今後益々強なる作戦を続行海軍の伝統を遺憾なく發揮 全軍期待に副はんことを望む」と最後まで抗戦せよと言わんばかりの電報を送っている（「菲電綴」）。海軍軍人である岩淵司令官としては、かりにマニラ脱出が可能な状況であったとしても、これではとてもマニラから撤退するわけにはいかなかっただろう。振武集団長横山中将が岩淵司令官に撤退命令を出すのが遅れた理由として、死ぬまで抗戦することを名誉として称える風潮が陸海軍ともにあるなかで、海軍との対抗上、撤退せよと命令

を出すことは陸軍のプライドを傷つけるように思ったからではないかという感じを否めない。岩淵司令官も撤退させたいという意見具申をおこなわなかったし、つまり誰も臆病者と思われたくないなかで、マニラからの撤退の機会が失われてしまったと言えるかもしれない。

もちろん米軍が完全に包囲してしまい、退却路を残しておかなかった点も指摘されている。捕虜になることを許されない日本軍にとって、「転進」と称する撤退ができなくなれば、最後まで戦うしかない状況に追い詰められたことになる。

さて12日から米軍は無差別砲撃を開始し、日本軍のいると見られる建物を徹底的に破壊していった。日本軍は、砲弾はなくなり、少人数による斬込をおこなうしかなくなりつつあった。「斬込」という名目で脱出を図ろうとするが、それもうまくいかず、建物の中に隠れて、米軍の掃討戦に抵抗するしかなかった。21-22日にかけて海軍地区のマニラホテルを米軍が占領、23日にイントラムロスに突入して、翌24日には占領、次いで市中心部の政府関係ビルに立てこもる日本軍への掃討戦がおこなわれた。26日未明に岩淵司令官は自決したとされ、27日に国会議事堂、3月1日に司令部がおかれていた農務省ビル、最後に財務省ビルが3月3日に占領され、マニラ戦は終了した。

このマニラ戦のなかで、約10万人の市民が犠牲になったと推定されている。第1に日米両軍の戦闘に巻き込まれて犠牲になった市民が多かったことが指摘できる。特に頑丈なビルディングに立てこもる日本軍が、市民をいわば人質のようにしていたこともある。少なくとも市民が逃げるのを認めていれば、あれほどの市民の犠牲は出なかっただろう。戦闘の際に民間人だけは安全な場所に避難させて、軍隊だけで戦闘をおこなうという方法を取っていれば、多くの市民の被害は避けられただろう。こうした点は、たとえば沖縄戦での民間人の扱いと共通するものがある。もちろん沖縄では一応同胞であるのに対して、フィリピンは必ずしもそうではないという違いがあるが、民間人を逃がすと日本軍の状況が敵軍に筒抜けになるという危惧は同じようにあったのではないだろうか。マニラではフィリピン市民を盾に使ったという側面が強いように思われるが、敵国民であろうと自国民であろうと、軍の戦闘を第1と考え、民間人の生命安全を無視ないし軽視する日本軍の体質が生み出したものと言えるだろう。

同時に自軍の損害を減らすために米軍が徹底した砲撃を加え建物を破壊したことが市民の犠牲を増やしたことがある。サント・トーマス大学での英知がここでは発揮されなかった。米軍の行動の違いの背景には、サント・トーマス大学にいたのはアメリカ人たち白人たちであったのに対して、マニラ市内にいたのは一部白人がいたとはいえ多くがフィリピン人であったことがあるのかもしれない。これは太平洋戦争中のほかの戦闘での米軍の戦い方と同じであるし、一般市民の生命よりも米軍将兵の生命の保全を優先する作戦の方法は今日の戦闘にも継続されている。

第2に日本軍による市民に対する残虐行為である。マニラならびにその周辺地区では、米軍が到来するとほぼ同時に市民の虐殺などの残虐行為が始まっている。特に集団的な大規模な虐殺は、8日にイントラムロスの男たちがフォート・サンティアゴに連行されてから、あちこちで頻発した。フィリピン人や中国人などのアジア系市民だけでなく、アメリカ人などの白人の連合国民、さらにはスペインやスイスなどの中立国民、ドイツ人など同盟国民までもが虐殺の対象とされた。10日にドイツクラブに集まった多国籍の人々が虐殺されたのはその一例である。またベイビューホテルに多くの女性たちを監禁し集団強かんした行為は、別の形で極度の残虐さの現われだった。イントラムロスではいくつかの教会に監禁された市民が大量虐殺される例が相次いだ。こうした残虐行為は21日ごろまでに集中しているようである。そのころまでには多くの市民は米軍によって解放され、その後は日本軍が確保している建物が狭い地域に限定され、そうした住民の大量虐殺はほとんどなくなった。

米軍はマニラ解放後、直ちに日本軍の残虐行為についての情報収集、戦争犯罪捜査をおこない、残虐行為の現場や犠牲者の写真を多数撮影するとともに、多くの生存者の尋問を行い、尋問調書をとっている。またフィリピン人の戦争体験記も多数刊行されており、マニラ戦の経験がフィリピン市民にどれほどの深刻な影響を与えたのかがよくわかる。これらの捜査記録や体験記を読むと、その残虐性は並大抵のものではない。

本稿で以下に見るように、個別の将兵による行為ではなく、日本軍の命令による組織的な残虐行為がなされたことは明らかである。ただその残虐行為が、戦闘部隊によるものなのか、あるいは後方部隊から編成された部隊によるものなのか、現役兵と現地召集兵のどちらによるものなのか、そうした兵種の区別なく一様におこなわれたものなのか、などよくわからな

い点が多い。こうした点の検証と分析は今後の課題である¹¹⁾。

住民被害とは別の点であるが、マニラでの日本軍の戦い方は、マニラ戦初期の一部の砲兵部隊を除くと、多くが少数兵士による斬込あるいは「肉攻」だった。つまり手榴弾などを持っての奇襲攻撃あるいは特攻だった。2月7日に第31特別根拠地隊は「戦訓に鑑み各隊は今後とも益々寸暇を惜み全員に対し勇猛果敢なる斬り込みの訓練を励行するを要す」と電報を打っている（「菲電綴」）。その後もくりかえし斬込をおこなったことが報告されている。

13日の北菲航空隊から第31特別根拠地隊宛の電報によると、海軍二等兵曹と一等整備兵の二人が、「右の者はマニラ防衛線に於て敵がマカチに仮設せる橋の破壊を命ぜらるるや2月12日パシックハシ付近より便衣をまとひ爆雷を抱きカヌーに乗艇パシック河を流下 1930 敵橋に到着爆破に成功せり」（「菲電綴」）と報告している。マニラのニコラス・フィールドで15日に米軍が押収した日本軍文書として「身分証明書」と題された一枚の紙がある。これには、北部隊に属する陸軍の臨時歩兵第2大隊第8中隊長山岸義郎中尉が署名しており、その内容は次のようなものである。

「身分証明書

陸軍兵長 ○○ ○○（筆者注：実名が記されているが匿名とする）

右之者奇襲挺身隊要員にして私服着用を許可せしことを証明す

昭和二十年一月一七日」¹²⁾

さきほど紹介した「便衣」電報とは違う部隊であると見られるが、軍服を脱いで民間人を装っての斬込攻撃は米軍到来前から企画されていたことがわかる。

マニラ戦終盤になると斬込に出ることさえも米軍の激しい砲撃の前に難しくなり、ビルのなかに立てこもって抵抗するしかなくなっていった。

問題はこのマニラ戦の体験がどのように教訓化されるのかということである。大本営は4月25日「マニラ付近振武集団反撃作戰実施に関する教訓」（「戦訓時報」第45号）を出している¹³⁾。これはマニラ海軍防衛隊の作戰ではなく、2月中旬に振武集団がマニラの部隊の脱出を援護するためにおこなった作戰のことであるが、その中で「所見」として、「右戦訓によれば 防御に於ける有力なる兵力を以てする挺進斬込攻撃の戦術的地位は兵团砲兵の射撃に該当し 本反撃は砲兵の擾乱射撃に匹敵す」と述べている。斬込を砲兵と同等に評価する大本営の戦闘観がどれほどの日本軍将

兵に犠牲を強いることになったのか、これは沖縄戦における日本軍の戦い方とも関連してくるだけでなく、本土決戦準備にもつながる問題である。

Ⅱ 日本軍の住民認識

ここでは、フィリピンのゲリラや住民に関する情報が含まれる日本軍文書（命令、電報など）を順次、見ていきたい。日本軍にとっては、ゲリラと一般住民の区別がついていなかったことに留意して、史料を読む必要がある。

米軍は2月3日夜、北側からマニラ市に入っていった。予想外の早い米軍の到来に、日本軍はまったく準備ができていなかった。第31特別根拠地隊司令部（マニラ海軍防衛隊）は、4日未明「1900 敵戦車4両装甲車約10 北方より市内に侵入目下之と交戦中」と打電した（「菲電綴」）。

2日 振武参電第693号

「ナスグブ方面匪情新報を得ず マロロス付近に進出せる敵米人約二？、ゲリラ約八〇〇（戦車三、装甲車多数、自走砲七）にして該地守備隊はマロロス東南方三軒の地点を確保切込を実施中」¹⁴⁾

3日 萱嶋記録（47頁）

「地区内ゲリラ一斉に蜂起し、電話線を切断されて陸軍部隊内の連絡は極めて悪し」

4日 0330 振武参電第726号

「一八〇〇ノバリチェス南約二軒に自動車約三〇〇（？）敵を南進せしむる 付近住民は全部沿道に於て之を歓迎しあり（航空情報隊金森少尉目撃談）」（「振電綴」）

4日 1515 振武参電第728号

「3日夕以降、マニラ市内に侵入せし敵は主としてマロロス方面より我が配備の間隙より住民の誘導に依り□せしもの□□相当の比島軍混合しあるものと判断せらるるも本夕迄には其の他に依り相当増強せらるるものと判断す」（「振電綴」）

6日 1215 第31 特別根拠地隊 機密第 041910 番電

「マニラ市内一般概況 (4 日)

一、敵の一部マニラ市北地区に侵入と共にゲリラの活動急激に活発化し敵戦車隊と呼応随所に友軍の戦闘行動を妨害一部は敵狙撃部隊にも加はわり居るものの如し マニラ市内バシク川以北の地は既に白昼戦車通行不能にして…」(「菲電綴」)

6日 1610 振武参電第 785 号

「戦訓第 6 号 敵車両部隊は夜間車陣を造り其の周囲を匪賊敵性住民を以て警戒せしめ我が切込みに対し警戒に任ずるもの…」(「振電綴」)

6日 1752 第31 特別根拠地隊 機密第 061125 番電

「マニラ海軍防衛部隊戦訓第二号

比人の大部は尚親米にして敵国人に等しく市民は平素一見我に協力の装ひつありしも比島上陸作戦開始以後其の態度漸く露骨化し敵マニラに侵入するや市民は双手を挙げて之を歓迎万事我が戦闘作動を阻害しつつあり市民は敵マニラ侵入の今日尚約 70 万ありと認めらるも 3 日より 5 日に至るバシク河以北戦線に於て我が戦闘行動を困難ならしめ奇襲攻撃を不可能ならしめたるはゲリラ化せる一般市民にして我が奇襲攻撃前に米軍に内通せられ戦車に一□を受けたり一日肉攻隊員にして市民の射撃を受け米潜水艦宛 (?) 所在を表示せられ目的を達せざりしもの等枚挙に限りあらず 米軍進入の地帯は既に米軍旗を掲揚しある等敵国人として差当り処置を要するものあり 尚華僑地区には青天旗竿を挙げるものあり」(「菲電綴」)

9日 0230 振武参電第 843 号

「8 日 1800 迄の戦況

二 マニラ市及其の北部に進出せる敵は騎兵一師団強 (重砲及重戦車を有す) 及ゲリラ一万と推定せらる」(「振電綴」)

9日 0453 第31 特別根拠地隊 機密第 080119 番電

「二 北部隊 6 日夜斬込隊予定の如く発進せるも大半市民並にゲリラに妨害せられ成功せず 戦果トラック一台炎上放火三」(「菲電綴」)

10 日 2214 第 31 特別根拠地隊 「作戦特別緊急」 機密第 081631 番電
「四 各地区共住民は全面的敵と連絡我等をして困窮せしむるものあり之
に対し断乎容赦せざるに決す」 (「菲電綴」)

12 日 萱嶋記録 (62-63 頁)

「高角砲、迫撃砲、噴進砲とも全弾を打ち尽し破壊処分した。斬込肉攻に
よって、敵砲の殲滅を計るも、住民に妨げられて、大半不成功に終わった。」
「戦車 1、装甲車 3 を有する二個小隊の敵は、パサイに侵入、砲兵陣地を
構築、我れ、斬込を計ったが、住民ゲリラに妨げられて成功せず。」

13 日 0000 第 31 特別根拠地隊 「作戦特別緊急」 機密第 121453 番電
「12 日 1430 マニラ戦概^(ママ)

二 パサイ方面一部敵兵力 (戦車一装甲車三兵力約二小隊) 浸入砲兵陣
地構築中昨夜切込隊を以て之を撃滅せんと計りしも付近住民並に兵員ゲリ
ラ隊に包囲せられゲリラ一〇数名殺害手榴弾一鹵獲せる外目的を達せず」
(「菲電綴」)

13 日 1253 第 31 特別根拠地隊 機密第 130823 番電

「二 パサイ方面 市内に戦車装甲車数両侵入砲並機銃陣地構築中なる模
様なるもゲリラ市民に妨げられ斥候の潜入等も不可能にして詳細不明」
(「菲電綴」)

13 日 萱嶋記録 (65 頁)

「2 大隊 6 中隊方面は、未だ敵部隊の出現を見ざるも、軽機銃を有するゲ
リラ多数潜入しあり。」

17 日? 振武参電第 969 号

「17 日 1800 迄の戦況 マニラ方面

一 戦線大なる変化なきも旧総軍司令部付近には一部の敵侵入激戦中 在
マニラ野口□□支隊当面の敵は戦車一〇、米兵六〇〇、ゲリラ約五〇〇
桜兵営との間は全く遮断せられあり」 (「振電綴」)

18 日 1130 第 31 特別根拠地隊 「作戦特別緊急」機密第 131915 番電
「マニラ戦況 13 日 1830

一 人員の消耗大なると弾薬漸く不足を告げ戦線漸次後退の止むなきに至れるも東部戦線パコ墓場南北線よりシンガロン通ガリナ間の線を確保しあり 二大六中正面敵大部隊の出現を見ざるも軽機銃を有するゲリラ多数潜入しあり」(「菲電綴」)

21 日 2255 振武参電第 1037 号

「敵に捕はれ炎日使役せられある海軍台湾邦人の報告に依れば、(1) マニラ市内の戦闘に参加しある匪軍の大部正規軍の服着用せるは島外に於て編成し来り又一部はリングエン地区に於て編成せるものを混入しあるが如し」

「(1) 現地ゲリラは主として市内警察業務に任じあり (2) 各小隊には日本人 (第二世か) 通訳一名あり (以下略)」(「振電綴」)

22 日 0250 振武参電第 1038 号

「良民の被害を避け指導せんとす 敵ゲリラの親日本人に対する虐殺暴行甚だしく」(「振電綴」)

22 日 1430 振武参電第 1042 号

「振武戦訓第一二号

一 挺進切込部隊の一般比島住民との接触を避くる様 蓋しゲリラ往々にして良民を装ひ或は潜入住民に於て間諜行為或は敵対行動を為しては部隊を危体に陥入らしむること多ければなり」(「振電綴」)

以上、いくつかの文書を紹介したが、まず米軍がマニラに来る前の情報であるが、ゲリラが戦車や装甲車で武装しているという認識自体に問題がある。米軍が通る沿道の住民たちが米軍を歓迎したのは事実であろう。それは日本軍による支配への反発からであったが、住民は親米であり、米軍のために誘導などをおこなっているとして、住民全体を敵視する傾向がマニラ戦の最初から出ていることがわかる。

さらに戦闘が始まると、ゲリラが米軍と一緒に来ているというだけでなく、マニラ市内にもゲリラがおり、内と外から呼応して日本軍に攻撃を仕

掛けているという認識である。

フィリピンは「独立国」であり、また日本の同盟国であるという認識は消えうせ、フィリピン人を「敵国人」として扱うと判断している。もちろん敵国人であるから、殺してよいということにはならないが、ゲリラだと決め付ければ殺してもよいと判断したのだろう。

ゲリラの人数もかなり過大評価されている。住民をみんなゲリラだと思い込むようになると、そうになってしまうのだろう。さらに日本軍の攻撃が失敗するのはゲリラ、あるいは住民たちが米軍に協力して日本軍を妨害しているからだという理解がある。そこから、これらのゲリラを除去しなければ、戦えないという認識になっていく。

こうした住民観は、沖縄戦のときと似ているものがある。沖縄戦でも日本軍が敗勢になっていくと、住民の中にスパイがいるのが原因だという思い込みが広がっていった。そのことが住民をスパイ視し住民虐殺が頻発する一因になったことはよく指摘されている。

ここで紹介した日本軍の電報は、全体のなかのほんの一部しか残っていないと思われるが、住民全体を敵視し、ゲリラと思い込んでいく状況がうかがわれる。

Ⅲ 日本軍文書にみる残虐行為（1）マニラ

1. 住民殺害命令

米軍がイントラムロスで2月24日に押収した文書がある。これは、マニラ海軍防衛隊と南西方面艦隊の命令綴（1944年12月23日から45年2月14日までの文書）に含まれていたもので、「オカダ隊」が所持していた¹⁵⁾。

その命令文は次の通りである（日本語のコピーより）。

「大隊至急命令 1200

- 一 第一大隊は敵の砲火に依り苦戦 パコ駅死守しあり 煙草工場方面の味方拠点突破せらる
- 二 四、五中隊は予備兵力を（岡田隊より増援のものを含む）大東亜通付近要点に配し東正面より来攻の敵に備へよ
- 三 大東亜通り以東の各道路要点を確保せよ 各道路何れより敵侵入し来るやも知れず本件配備上考慮せよ

- 四 敵侵入せば爆破焼却の機を誤らざる如く注意せよ
- 五 背面よりするゲリラの砲火等をも警戒せよ
- 六 比島人を殺すのは極力一ヶ所に纏め弾薬と労力を省く如く処分せよ
死体処理うるさを以て焼却予定家屋爆破家屋に集め或は川に突き落
とすべし」

このなかの「大東亜通り」とは、タフト・アベニューのことである。この「オカダ隊」とはどの部隊だろうか。

この大隊は、第4、5中隊を含むものであり、第2大隊と考えられる。そうすると、岩淵少将・マニラ海軍防衛隊が指揮する中地区隊の海軍第2大隊（楠地区隊、第4・5・6中隊などを含む、大隊長稲政博大尉）、北部隊に所属する陸軍の臨時歩兵第2大隊（大隊長野内彦司郎少佐、第5・6・7中隊を含む）の二つが、可能性のある大隊である。しかし後者は、第1大隊はマニラにいないこと、中隊の構成が異なること、陸軍部隊が南西方面艦隊の命令綴りを持っているとは考えにくいこと、などからこの命令を出した大隊とは考えられない。

他方、海軍第1大隊（大隊長清水常吉大尉）は、パコ駅での戦闘の後、清水大隊長は岩淵司令部に後退してきていたので、この第1項と照応する。

さらに、この命令綴りに含まれている別の命令文を見ると、「大隊命令」として新しい中隊を編成したことがわかるが、その中隊長は、キノシタススム大尉（Lieutenant なので、海軍であれば大尉である）とされている¹⁶⁾。海軍第2大隊の指揮下には、木下進海軍大尉を中隊長とする防空中隊があったことが確認できる。この中隊は、大東亜通りの東側に向けて送り込まれているが、木下中隊長は、2月15日に戦死している。

こうしたことから判断して、この大隊は海軍第2大隊と考えてよいだろう。

海軍第2大隊は、岩淵司令官が直接率いる中地区隊の一つとしてマニラ中心部を担当していた。第1大隊が「大東亜通り」より東の地域、パコ駅を含む地区を担当していたのに対して、第2大隊はその西側地区を担当していた。ここはイントラムロスの南側一帯である。

この海軍第2大隊の構成は、本部、第4中隊、第5中隊、第6中隊、第2迫撃砲中隊、その他の部隊であるが、「オカダ隊」と言えるような、

部隊長がオカダである隊は、防空隊（隊長岡田政太少尉）である。岡田少尉は2月18日に戦死したとされている。なお第2大隊長の稲政博大尉は2月11日にパコで戦死したとされている¹⁷⁾。

また命令の日付であるが、残されている命令書では日付がわからないが、命令綴の英訳を見ると、2月7日と8日の命令には含まれているようであり、7日または8日の命令ではないかと推測される。パコ駅は9日には米軍に占領されているので、この日付で間違いはないだろう。

なおパコ地域では10日の午後に男性市民たちが虐殺されたとの情報があるので¹⁸⁾、これらの部隊のいずれかによるものである可能性が高い。

こうした判断から、この命令は、2月7日または8日、マニラ海軍防衛隊の岩淵司令官が直率する中地区隊の海軍第2大隊の命令であると判断できる。マニラ海軍防衛隊の中枢部において、フィリピン人を集団で殺害する命令が出されていたことがわかる。

また日本軍による小規模な住民虐殺はそれ以前から何件か知られているが、数十人あるいは数百人規模の大規模な虐殺は、9日ごろから頻発するようになるので、この命令書はきわめて重大な意味を持つと思われる¹⁹⁾。

2. 住民を大量殺害した兵士の日記

この日記は、あかつき 16709 部隊に所属する兵士のものと見られ、1944年7月31日から45年2月21日までの記述があるものである²⁰⁾。2月24日に米軍に押収された。この部隊は海上輸送第9大隊である。この兵士は、1944年9月10日にサンフェルナンドに到着、24日に列車でマニラに着き、25日に海上輸送第9大隊に配属された。

この日記のなかに次のような記述がある。

「2月7日 今夜、150人のゲリラを処分した。私自身は10人を刺し殺した。

2月8日 今日、新たに連れてこられたゲリラ1164人を監視した。

2月9日 今夜、1000人のゲリラを焼き殺した。

2月10日 約1000人のゲリラを監視した。

2月13日 敵の戦車が万歳橋の近くに潜伏している。われわれの攻撃準備は整った。私はいまゲリラ収容所で監視任務についている。私の勤務中に約10人のゲリラが逃げようとした。かれらは刺殺された。16時にゲ

リラ全員を焼き殺した。」

陸軍の南港地区隊（部隊長後藤清之進少佐）の指揮下に、海上輸送第9大隊杉本中隊（杉本孫義中尉）がある。この中隊は、「城内憲兵隊跡」、すなわちフォート・サンティアゴにあったとされている²¹⁾。そうするとこの虐殺は、フォート・サンティアゴにおけるものと考えることができる。最初は刺殺したようだが、おそらく人数が多くなったので、焼き殺すという手法がとられたのだろう。

フォート・サンティアゴには、米軍の歩兵第129連隊が2月23日に入ってい、23日から24日にかけて、主に3か所において推計で約400人の死体を発見した。その殺され方は、銃殺や刺殺、餓えによるものなどがあり、焼かれていた者もあった。ほとんどが成年男性のようで、少なくとも一体は女性であったと報告されている²²⁾。

また神父たちの証言によると、2月8日にイントラムロスにいたフィリピン人などの男たちが日本軍によって集められ、フォート・サンティアゴに連行されたという。その後、一部はイントラムロス内の教会などに戻されて監禁されたようであるが、証言によると8日に連行されたのは約2000人という²³⁾。日記のなかにある8日の記述は、そのことと対応している。

米軍の報告では、死体は殺されてから数日か1週間あるいはそれ以上たっていると推定されているので、この日記にあるように7日から13日ごろにかけて一あるいはその後も殺害が継続していた可能性はあるが一大量に虐殺されたと思われる。この日記の記述にある「ゲリラ」とはイントラムロス城内に住んでいたフィリピン人たちのことであった。フィリピン人の成年男性たちはみな「ゲリラ」とみなされていたことがわかる。

さて上記の二つのマニラ海軍防衛隊に関する文書から考えると、フィリピン人大量処刑の命令が2月7日か8日とすると、岩淵司令官が市内を出てマッキンレーに移る直前になる。このころには海軍関係の施設や船舶などが米軍に利用されないように破壊する措置がほぼ終わり、防衛隊のマニラからの撤退を考えていたときである。そうするとマニラからの撤退にあたって、敵性あるいは親米的とみなしたフィリピン人を大量に殺害していこうとしたのではないかという解釈が成り立つかもしれない。日記によると8日に1000人以上を連行してきたうえで、9日にかれらをまとめて

殺害しているのは、そうした殺害命令を実行したのだろう。9日前後からマニラ市内での大量の住民殺害が続けて起きるのは、撤退を予定しはじめた防衛隊による、撤退にあたっての一連の措置だったという可能性がある。

ただその後、撤退が不可能になると、日本軍の付近にいる住民はすべてゲリラだと見なして殺害することが続いたのだろう。

フィリピン人すべてをゲリラないしは敵性だとみなした日本軍は、マニラを撤退する際に、敵性あるいは親米的なフィリピン人をまとめて処刑することをマニラ海軍防衛隊として組織的に起こった可能性がある。ただそれが、米軍が来る前から計画されていたのか、米軍到来後の住民の状況を見て、そう判断したのかはよくわからないが、先に紹介した日本軍の住民認識の文書を見ると、もともとそうした認識があったことをベースにしながらも、米軍が来てからの数日の間にそうした判断がなされたと考えた方がよいかもしれない。いったんそうした命令が下されて大量処刑がおこなわれれば、撤退できずに市内に留まってからも、住民に対するそうした残虐行為は継続したのは必然だろう。

なおほぼ大量殺害と同じくして、ベイビューホテルに多数の女性たちを連行監禁し、集団レイプをおこなったのはなぜか。撤退する前にそうしたというよりは、撤退できずにもはや生き延びる可能性が失われたから起こされた行為のようにも見える。その点の解明は後日の課題としておきたい。

3. マニラ近郊

次にマニラ郊外に関する文書を見てみよう。

マニラ東方にはマニラ防衛隊がいた。これは陸軍の部隊で1944年11月1日に編成された。司令官は小林隆少将であり、小林兵団と称され、振武集団の指揮下におかれた。マニラ防衛隊と名づけられていても、マニラにはいなかった。

1945年2月13日付けの小林兵団命令は次の通りである²⁴⁾。

- 「一 マニラに侵入した米軍はおよそ1000名の砲兵部隊を有し、また数千名のフィリピン人ゲリラもいる。女子供たちまでもがゲリラになっている。
- 二 戦場にいるすべての者たちは、日本軍人、日本民間人と特別建設部隊（フィリピンの言葉でガナップ）を除いて、すべて殺せ。」

マニラに残っていたマニラ海軍防衛隊がほぼ全滅する時点で、振武集団は、次のような命令を出している。これは、3月1日に振武集団参謀長の名で出された「振武参日第21号 陣地施設強化に関する件通牒」である。そのなかで、「4 第一線陣地及陣内を徘徊する比島人はガナップと言はず特別の証明を有する者と言はず日本哨兵を引率する以外は悉く射殺し以て敵の欺瞞侵入及連絡を封殺す」とされている²⁵⁾。また3月7日には、「参謀長注意事項」として、「敵の斥候ゲリラが陣内に侵入しあること確実なり 右の証拠として本日午後の空襲時には八州山に狼火上り飛行機に信号をなし又砲撃の弾着に信号し現在迄一度と砲撃を受けざる振武司令部に投弾せり 依って各隊は警戒を至厳ならしめ敵に致されざる様注意すべし」と指示している²⁶⁾。

また小林兵団の「戦闘指針 第1号」として、次のような文書が押収されている²⁷⁾。

「9 陣地付近の原住民は一人残らず殺す必要がある。」

「15 村や町に火をつけるならば、敵に無力さの感情と敗北主義的な感覚をもたせることになるだろう。」

小林兵団の作戦命令として、1945年2月7日付マニラ防衛隊の作戦命令甲59号がある²⁸⁾。

「5 (ノバリチェス村を奇襲) 村を焼き、また村から逃げる敵と敵ゲリラを殲滅せんとす。……」

マニラ東方拠点であったマリキナ地区において、第149飛行場大隊の「作戦命令」として次のような命令が出されている²⁹⁾。

「大隊は、その計画を嚴重に秘匿し、地区隊の占拠している守備陣地の前のゲリラを殲滅したのち、続いて、陣地の前の住民の村々を焼却せんとす。同時に、サンタエレナ東方台地の守備隊として隊の一部を配備する。……「焼却班」はすべてに必要な準備を完了し、明日、24日の4時にすべての主要な建物の焼却を開始せよ。」

マニラ東方の陸軍部隊でも住民に対する残虐行為を命じていたことを示す文書がいくつも残されている。この点ではマニラ海軍防衛隊と振武集団

とは共通していたと言える。

Ⅳ 日本軍文書にみる残虐行為（2）マニラ以外

次にマニラ以外のフィリピン各地での日本軍による残虐行為を示す日本軍文書を紹介しておこう。いずれも米軍が戦場で押収した文書である。

- ① 藤兵团（振武集団の指揮下、歩兵第 17 連隊を主力、バタンガス方面、兵团長 藤重正従大佐）の兵团長訓辞 1945 年 3 月 8 日³⁰⁾
「兵团長訓辞 要旨 三. ハ サンタクララ司令部」
「一 集合教育の目的は海上挺進隊の陸上戦に於て赫々たる戦果を揚げ得るに到らしむる為なり
二 兵团の新任務に就て現下ルソン戦局を一転せしめんとす
三 神兵なれ 神の如き戦技を習得せよ
四 訓練を徹底せよ 兵に対する慈愛を誤解するな 神兵をつくり上げるのが兵に対する上官の慈愛なり
五 一兵を以て敵兵 100、敵 TK10 以上をたおさずば死ぬな 玉碎は許さず
六 米兵は惨殺せよ 一撃にて殺すな ゲリラは射殺せよ 天皇に刃向ふやつは女子供に到るまで皆殺しにせよ
七 帰隊せば直ちに教育を徹底せよ 」

この藤兵团の地域で、リパ地区の「作戦命令 第 27 号」2 月 17 日 15 時として、次のものがある³¹⁾。

「2 これらの地域はわが陣地の近くであるので、すべての家屋を焼却し、男は殺し、すべての女子供は放逐せよ」

この藤兵团がいたバタンガス地域では、リパをはじめ各地で大規模な住民虐殺が知られている³²⁾。この藤兵团は、振武集団の指揮下の部隊である。

- ② 戦車第 10 連隊の下士官の日記（日本語の原文、ルソン島サンタローザ）³³⁾

1944 年

「11 月 28 日」

「昨 27 日夜中匪賊掃蕩戦の命令を受け新位置に至るべく……17 時到着

す（サンタローザ）……昨今敵上陸の期近づきつゝある時 土匪益々活発となる 男子は全部殺す様との事だ 今度の討匪戦は見物だ」

「12月1日 晴 サンタローザ

討伐戦準備

……憲兵隊長の指揮に入る……中隊正面は米比軍の家族の住所あるリサル周辺にして土匪の活躍活発なりと。目的は男子は殺傷して情報の収集、逃げる女性を殺す事 いづれにしても人員の消滅にあり」

- ③ 兵士の日記（アベ部隊、1944年12月1日から45年4月17日まで記載された日記）³⁴⁾

1944年12月11日「11人の原住民と一人のスペイン人少女をスパイとしてマバラカットで捕まえ、わが隊で首をはねた。少女は、服を全部脱がせて、首を斬った。かれらは米軍と一緒にいた。」

- ④ ある兵士の日記（所属不明、ルソン島 Lucaban 北東で 1945年5月23日に押収、1944年7月から45年5月22日まで記載された日記）³⁵⁾

1945年2月

「毎日、ゲリラと原住民の討伐で過ごす。私はすでに100人以上を殺した。故郷を出るときに持っていた素朴さはとくに消えうせた。いま私は無情の殺人者であり、私の刀はいつも血でぬれている。それは私の祖国のためだが、まったくの残忍さだ。神よ、私を許してください。おかあさん、許してください。」

- ⑤ 第116漁労大隊の兵士の日記（押収場所不明、1943年12月から45年4月17日まで記載された日記）³⁶⁾

1945年

2月10日「軍命令により、フィリピン人破壊者 terrorists の討伐を開始、500人を殺した。」

2月12日「町の住民に対する討伐を実施する任務で、車でカランバ Calamba に向けて出発、800人を殺して、深夜に帰還した。」

2月13日「安全確保のため、町のすべての住民を（多分 Anilao だろう）を殺し、かれらのすべての所有物を没収した。昨日までは、われわれは山の中か、漁業地区にいて、飯には塩しかなかった。しかし今日は

天国にいる。手に入らないものはなにもない。数知れない時計や指輪、服、靴、衣類があるが、とても持っていけないので、残念ながら燃やさなければならなかった。みんな 3000 ペソかそれ以上の現金を持った。われわれは食べたい物をすべて手に入れた。」

2 月 17 日 「9 割のフィリピン人は親日的ではなく、むしろ反日的なので、軍司令部は、10 日にかれらを罰することを命令した。さまざまな地区で数千人を殺した（フィリピン人の若きも老人も、男も女も、子どもも）。かれらの家は焼却し、値打ちのあるものは奪った。」

3 月 17 日 「4 人の原住民、3 人の子どもとその母親、を捕まえ殺した。」

⑥ 兵士（上等兵）の日記（歩兵第 71 連隊か？）³⁷⁾

1945 年 3 月 5 日 「9 人の民間人を殺害」

⑦ 湖畔西地区隊の機関銃中隊が保持していたノート（作戦命令と情報報告の綴りを含む、1945 年 2 月 13 日から 3 月 23 日までの綴り）³⁸⁾

「命令 3 月 17 日 1600

1 今夜 19 時 30 分出発

2 Mahina に移動する

3 今後、我が隊の通り道に多くの原住民がいる。すべての原住民は男も女もすべて殺せ」

⑧ 第 23 師団歩兵第 64 連隊の兵士の日記（ルソン島 Mt Calugong で押収、1944 年 12 月 19 日から 45 年 3 月 27 日まで記載された日記）³⁹⁾

1945 年 3 月 27 日の項

「夜を利用して、原住民たちを殺しにいった。良い原住民たちのようだったので、かれらを刺殺するのはちょっと難しかった。女子供らの叫び泣く声がぞっとするようだった。私もまた“すごいやつ”を除いて何人かを銃剣で刺した。」

⑨ イジチ隊の戦闘報告（手書きシート、ルソン島 Irisen Area, Mountain Province において 1945 年 4 月 13 日に押収）⁴⁰⁾

「3 本日の戦闘参加人員 106 名

5 23 人の原住民が中隊陣地を通過したので、全員を逮捕し、残って

いる人員（特攻斬りこみ攻撃からハヤシ上等兵に率いられて戻ってきた隊員たち）で刺殺ないしは銃殺した。」

⑩ 毒ガスの使用、集落の焼却（ネグロス島）

ネグロス島で1944年3月10日に米軍によって押収された文書に次のような記述がある。これは第51師団の少尉のものと記されている（原文は日本語）⁴¹⁾。

「検索は恫喝的手段として赤筒又はみどり筒を使用し或は部落の焼却、住民の擧殺を宣言し又は空包実包を使用する等各種の手段あり 然れ共其の目的は恫喝にあるを以て成る可く宣言に止め実行に移らざるを可とするも状況に依り人名を損せざる限り一部の実行を必要とすることあり此の場合に於いても努めて住民の被害を少からしむる如く著意するを要す……」

ここで紹介した文書を見ると、フィリピンの住民に対する日本軍の認識と行為は、地域が違っていても共通していたことがわかる。たとえば、日本軍の陣地付近の住民たち、あるいは陣地付近を通りかかった住民たちを殺すようにとの命令はかなり広い地域で出されている。第14方面軍（尚武集団）あるいはその下のレベル（振武集団などの）あたりから命令が出されていた可能性もある。あるいは特定の命令は出されていなくても、各地の日本軍が同様の対応をおこなったということもありえなくはない。いずれにせよ、マニラ以外とマニラとの違いを含めて、今後の課題である。

おわりに

ここでは日本軍文書・電報を多数紹介してきた。フィリピンにおける日本軍の行為は、東南アジア諸地域のなかでも特にひどかったように思われる。マニラ海軍防衛隊は、本来の地上戦闘要員は少なく、寄集めの海軍兵士たちや、現地召集された、ろくに軍事訓練を受けていない者が多かった。その部隊でなぜあのような残虐行為が頻発したのか、その点はほかの地域での残虐行為と状況が異なるようにも見える。なぜフィリピンでそうだったのか、またマニラでなぜあのようなことが集中しておきたのか、という点は、きちんと検証しなければならない。本稿は、そのために一つの基礎的な準備作業であり、本格的な分析は後日の課題としておきたい。

(注)

- 1) これらの資料は、防衛省防衛研究所図書館、国立国会図書館憲政資料室、アメリカの国立公文書館に所蔵されているものである。日本語の原文が残っているのは、日本にある資料と、米軍がフィリピンの戦場で押収した資料の二つのケースがある。マニラ戦に関する主な文献を挙げておく。第二復員局（第31 特別根拠地隊残務整理班）『マニラ防衛部隊戦闘概況』1947 年5 月5 日、萱嶋浩一『秘録マニラ戦闘概報』私家版、1968 年、児島襄『マニラ海軍陸戦隊』新潮社、1969 年、防衛庁防衛研修所戦史部『捷号陸軍作戦（2）ルソン決戦』朝雲新聞社、1972 年、前原透『マニラ防衛戦—日本軍の都市の戦い』防衛研修所戦史部、1982 年。英文のものとしては、Robert Ross Smith, *United States Army in World War II The War in the Pacific: Triumph in the Philippines*, Washington DC: Office of the Chief of Military History Department of the Army, 1963, Alfonso J. Aluit, *By Sword and Fire: The Destruction of Manila in World War 2, 3 February-3 March 1945*, Makati: Makati Bookmark, 1994, Richard Connaughton, John Pimlott, & Duncan Anderson, *The Battle for Manila*, Novato: Presidio Press, 1995, など。

日本軍文書の引用にあたって、カタカナ表記はひらがなに、旧字体は新字体に変更するなど修正を加えた。

本稿は、日本学術振興会の科学研究費基盤研究（B）「マニラ戦の実像と記憶」2007 年度—2010 年度、による共同研究の成果である。中野聡氏と永井均氏には資料について多くのご教示ならびに提供をいただいた。

- 2) 以下は、注 1 の文献を整理して叙述する。
- 3) 前原前掲書 87 頁。
- 4) Robert Ross Smith, op.cit., p.307.
- 5) 前原前掲書 252 頁。
- 6) マニラ戦の時点では、マニラ海軍防衛隊の主力が第 31 特別根拠地隊であり、その司令官は岩淵少将が兼任し、両者の司令部は同じである。本稿で紹介する電報など日本軍文書では、第 31 特別根拠地隊として出てくることが多い。原則として資料に出てくる表記を使うが、実際には、両者は同じものとして理解してよいので、第 31 特別根拠地隊と出てきたものもマニラ海軍防衛隊とみなして読んでも差し支えない。
- 7) 前原前掲書 171-173 頁。
- 8) 萱嶋浩一『秘録マニラ戦闘概報』36-37 頁。（以下、「萱嶋記録」と略記）。同書は、マニラ海軍防衛隊参謀であった著者が、マニラ東方山中で書き記

したノートを基にして執筆したものであり、厳密な意味では当時の日本軍文書ではない。しかし、山中で保管していた記録、電報類を処分するなかで、その要点を記録のために写し取っていたノートであり、このノートでしかわからない文書もある。このノートのコピーは、萱嶋がGHQに提出しており、そのコピーが米国立公文書館に保管されている。基のノートでは、略符号を使って書いているのを、同書では一般の読者にもわかるように通常の単語に直し、解説を付け加えているが、基本はほぼ同じ内容である。したがって、日本軍文書の写し、あるいは要旨を記したものとして、参考までにここで紹介する。

- 9) 「菲島方面電報綴」防衛研究所図書館所蔵（④／電報／13）。以下、「菲電綴」と略記する。
- 10) 防衛庁前掲書 232-241 頁。
- 11) こうした記録は、米国立公文書館に多数保存公開されている。また山下奉文の戦犯裁判においても検察側の証拠書類として多数提出されており、これは日本の国立国会図書館でも見ることができる。
- 12) RG165/Entry79/Box340（米国立公文書館所蔵、以下、RG で示す文書はすべて同公文書館所蔵資料である）。
- 13) 前原前掲書 213-214 頁。
- 14) 「振武来電綴」防衛研究所図書館所蔵（比島／防衛／31）。以下、「振電綴」と略記する。防衛庁前掲書 199 頁、参照。
- 15) この命令書の日本語の原文ならびに命令綴りの英訳などについては、RG331/GHQ/Box1276。山下裁判に検察側証拠書類 Ex.393 として提出されている（RG331/GHQ/Box1858）。Office of the Resident Commissioner of the Philippines to the United States, *Report on the Destruction of Manila and Japanese Atrocities*, Washington, 1945, にも収録されている（同書は、以下 *Destruction of Manila* と略記）。
- 16) Yamashita Case と題されたファイルの Doc.54 (RG331/GHQ/Box1998)。
- 17) 第二復員局前掲書、参照。
- 18) Alfonso J. Aluit, op.cit., p.417.
- 19) 主な住民虐殺事件についての日付ごとの簡潔な整理としては、同前 pp.415-420 が参考になる。
- 20) *Destruction of Manila* 所収。また山下裁判の検察側証拠書類 Ex.386 として提出されている。残っているのは英訳のみ。
- 21) 第二復員局前掲書より。

- 22) *Destruction of Manila*, pp.43-61.
- 23) Ibid., p.21.ここには二人の神父の証言が紹介されている。
- 24) Ibid., p.64.山下裁判 Ex.388 (“Japanese Violation of the Laws of War,” p.10 & p.20).
- 25) ここでの引用は、米軍が押収した「臨歩第4大隊複写」(日本語)による (RG331/Entry1360/Box2009)。なお英訳については、Yamashita Case, Brief of Documents, Doc.50 (RG331/GHQ/Box1998)。
- 26) 日本語の原文より (RG331/Entry1360/Box2009)。註 25 の資料と同じ綴りに含まれている。
- 27) 同前 Doc.51。
- 28) 同前 Doc.55。
- 29) 山下裁判 Ex.388 (“Japanese Violation of the Laws of War,” p.20).
- 30) 日本語の原文は、山下裁判の検察側証拠書類 Ex.352。英訳は、Ex.388 や “Japanese Violation of the Laws of War,” p.20 などに収録されている。
- 31) Yamashita Case, Brief of Documents, Doc.56
- 32) 石田甚太郎『ワラン・ヒヤー日本軍によるフィリピン住民虐殺の記録』現代書館、1990 年、友清高志『狂気—ルソン住民虐殺の真相』現代史出版会、1983 年、参照。後者は藤兵団の兵士による体験であり、住民大量虐殺の様相が詳細に記されている。
- 33) 山下裁判 Ex.385. 1945 年 1 月 30 日にルソン島 Pozorrubiro 近郊で押収。持ち主は、戦車第 10 連隊所属の下士官と書かれている。
- 34) 山下裁判 Ex.388 (“Japanese Violation of the Laws of War,” p.12).
- 35) 山下裁判 Ex.388 (“Japanese Violation of the Laws of War,” p.10).
- 36) 山下裁判 Ex.388 (“Japanese Violation of the Laws of War,” p.11). この p.13 に第 116 漁労大隊第 2 中隊の兵士で捕虜になった上等兵の尋問が記載されているが、そのなかで Los Banos and Bay で 50 人ほどを殺害、死体は家とともに焼却したことを証言している。
- 37) 山下裁判 Ex.388 (“Japanese Violation of the Laws of War,” p.11).
- 38) 山下裁判 Ex.388 (“Japanese Violation of the Laws of War,” p.31).
- 39) 山下裁判 Ex.384. Ex.388 (“Japanese Violation of the Laws of War,” p.13) にも掲載。
- 40) 山下裁判 Ex.388 (“Japanese Violation of the Laws of War,” p.11).
- 41) ATIS Research Report No.72, *Japanese Violations of the Laws of war, Supplement 1*, 19 Mar 1945 (RG165/Entry79/Box340).

